

仙台市文化芸術賞顕彰要綱

(令和4年10月19日文化観光局長決裁)

(趣旨)

第1条 この要綱は、文化芸術の分野において優秀な成績を収めた個人及び団体に対して、その功績をたたえ顕彰することとし、その顕彰について必要な事項を定めることを目的とする。

(顕彰の名称)

第2条 顕彰の名称は、仙台市文化芸術賞とする。

(顕彰の対象)

第3条 顕彰は、次の各号のいずれかを満たす者であって、文化芸術の全国規模の連盟等が主催し、全国から出場者、出品者等を募る最上位の大会・コンクール等で最高位又はこれに準ずる成績を収めた者に対し行う。ただし、当該大会・コンクール等における出場者、出品者等の大半が、一部地域の者であることが明らかな場合には、顕彰の対象から除く。

- (1) 仙台市内に住所を有する個人または仙台市に通勤通学する個人
- (2) 仙台市内に活動拠点を置き、下記のいずれかの要件を満たす団体
 - ア 法人の場合、団体の事務所の所在地が仙台市内であること
 - イ 任意団体の場合、団体構成員の概ね半数以上が仙台市内に住所を置いているか通勤通学していること

2 前項で規定する文化芸術は次の各号に掲げる分野とする。

- (1) 芸術分野・・・文学、音楽、美術、写真、演劇、舞踊、その他の芸術
- (2) メディア芸術分野・・・映画、漫画、アニメーション及びコンピュータその他の電子機器等を利用した芸術
- (3) 伝統芸能分野・・・雅楽、能楽、文楽、歌舞伎、組踊、その他伝統的な芸能
- (4) 芸能分野・・・講談、落語、浪曲、漫談、漫才、歌唱、その他の芸能
- (5) 生活文化分野・・・茶道、華道、書道、食文化、その他の生活に係る文化
- (6) 国民娯楽分野・・・囲碁、将棋、その他の国民的娯楽

3 第1項にかかわらず、次の各号に掲げる行為は、顕彰の対象から除く。

- (1) 職務上の行為
- (2) 市長から既に表彰を受けた行為又はこれから表彰される見込みのある行為
- (3) 仙台市教育委員会表彰規則(昭和48年8月20日仙台市教育委員会規則第12号)第5条の規定に基づく表彰を受けた行為又はこれから表彰される見込みのある行為

(受賞者の決定)

第4条 顕彰は、自薦又は他薦に基づき、文化観光局長が決定する。

2 前項の自薦又は他薦は、仙台市文化芸術賞推薦書（様式1）により行うものとする。

（顕彰者）

第5条 顕彰は、市長が行う。

（顕彰の方法）

第6条 顕彰は、第4条第1項の規定により決定した受賞者に対し、表彰状及び記念品の授与をもって行う。

（顕彰事務）

第7条 仙台市文化芸術賞に関する事務は、文化観光局文化スポーツ部文化振興課において処理するものとする。

（委任）

第8条 この要綱の施行に関し必要な事項は、文化観光局文化スポーツ部長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年10月28日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

附 則（令和6年2月19日改正）

この要綱は、令和6年2月19日から実施する。

様式1

年 月 日

仙台市長 様

推薦者
氏名

仙台市文化芸術賞推薦書

仙台市文化芸術賞顕彰要綱第4条第2項に基づき、次のとおり推薦します。

個人			
ふりがな 氏名	_____	生年月日 (年齢)	年 月 日(満 歳)
住所	_____		
大会・コンクール等の名称			
大会・コンクール等の主催者名			
受賞した賞の名称			
添付書類(※) ① ②			
団体			
ふりがな 団体名	_____		
大会・コンクール等の名称			
大会・コンクール等の主催者名			
受賞した賞の名称			
添付書類(※) ① ② ③			

※①大会等の趣旨が確認できる書類の写し、②最高位等が確認できる書類の写し、③団体の事務所の所在地が確認できる書類または団体構成員名簿(別紙)、を添付してください。

団体構成員名簿

- ・居住地が仙台市外の方で、仙台市に通勤・通学をしている場合は、「備考」にご記入ください。
- ・個人の場合は提出不要です。

	氏名	役職・担当等	居住地		備考
			都道府県名	市町村名	
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					

※行が足りない場合は、適宜行を増やしてご記入ください。